

# 入札説明書

地方独立行政法人奈良県立病院機構  
奈良県西和医療センター  
一般廃棄物収集運搬業務委託

令和8年2月10日公告

地方独立行政法人奈良県立病院機構  
奈良県西和医療センター

# 入札説明書

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センターが委託する一般廃棄物収集運搬業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ入札しなければなりません。この場合において、下記の事項の記載内容等に疑義がある場合は、下記 5 の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告 令和 8 年 2 月 10 日（火）

2 競争入札に付する調達の内容

（1）入札物件

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター  
一般廃棄物収集運搬業務委託

（2）業務内容の仕様

別紙仕様書のとおりです。

（3）委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（4）履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室 1 丁目 14 番 16 号 奈良県西和医療センター

3 入札方法

入札は、三郷町に支払う処理手数料を除いた本業務を行うために要する一切の諸経費を含めて積算した 1 年分（12ヶ月分）に係る一般廃棄物収集運搬業務委託一式の金額で行います。第一交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって行いますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（7）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

（1）地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第 4 条第 1 項及び第 2 項の規程に該当しない者であること。

（2）公告日からこの公告に示した調達物品の入札の日までの間のいずれにおいても民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法（平成 14 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われているものでないこと。

（3）役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

（4）入札日時点で奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

（5）入札日時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、主たる営業種目が Q1 「建物管理」で登録をしている者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、5 の（5）に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づく三郷町の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。
- (7) その他、本入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 契約担当課及び問い合わせ先

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16  
奈良県西和医療センター 財務課 管財係  
電話番号（ダイヤルイン）0745-43-5267  
(代表) 0745-32-0505 (内線2214)  
FAX 0745-32-0517  
ホームページ <http://seiwa-mc.jp/>  
メールアドレス seiwa-zaimuka@nara-pho.jp

### (2) 入札説明書等の交付期間及び方法

入札説明会は行いません。

入札説明書等の交付期間は、公告の日から2月20日（金）の午後5時までに地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県西和医療センターのホームページ(<http://seiwa-mc.jp/>)の入札情報よりダウンロードして下さい。なお交付期間を過ぎますと、ダウンロードはできませんのでご注意下さい。

### (3) 仕様書等に関する質問

ア 入札説明書、入札仕様書等交付書類の内容に関して質問がある場合は、質疑内容を簡潔明瞭にまとめて質問書【様式8】により、下記期日までに上記5の（1）に示す担当課に件名に【一般廃棄物収集運搬業務委託への質問】と明記しメールで送付下さい。

なお、質疑書を送付した場合は、必ず電話により質疑書到着の確認連絡を行ってください。また、期日以降の質疑応答、電話又は口頭による個別の対応は行いません。

受付期日：公告日から令和8年2月16日（月）午後5時まで

イ 質問への回答は、令和8年2月20日（金）午後5時までに入札参加資格者全員に対してホームページにて回答します。

公表の際は、質問者は明示せず、また再質問も受け付けません。

### (4) 入札書の提出場所、入札の日時及び場所

令和8年2月27日（金） 午後2時

奈良県生駒郡三郷町三室1-14-16

奈良県西和医療センター 事務棟1階 トレーニングルーム

### (5) 入札参加資格審査の申請

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号（直通）0742-27-8908

## 6 その他

### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨（アラビア数字で表記すること）とします。

### (2) 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札金額（入札書に記載の単価に当該入札において示した購入予定数量を乗じて得た金額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際、納付するものとします。

ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第5条第1項ただし書の規定（保険会社との間に地方独立行政法人奈良県立病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべ

て誠実に履行した者等）に該当する者は免除します。

（3）契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条第1項ただし書き各号の規定（保険会社との間に地方独立行政法人奈良県立病院機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する場合は免除します。

（4）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の承認を受けなければなりません。

【提出書類】

①【様式1】競争入札参加資格確認申請書

②【様式2】収集運搬業務の具体的計画

輸送経路地図

収集に用いる車両の車検証写し

三郷町の一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し

③【様式3】契約実績

④【様式4】誓約書（※参加資格として必要な許可等について委託期間中又は委託期間前に失効する場合のみ必要）

⑤奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類（写し）

なお、当センターから、入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

ア 競争入札参加資格確認申請書等の提出

提出期日 令和8年2月20日（金）午後5時まで

提出場所 奈良県西和医療センター財務課管財係

提出部数 各1部

提出方法 原則持参。なお郵便でも書類の提出を可としますが、上記提出期日までに書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により必着することを条件とします

調整期日 令和8年2月24日（火）午後5時まで

※上記提出期日までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は調整期日までに再提出してください。

イ 上記申請に基づく競争入札参加資格の適否については、令和8年2月25日（水）までにメールにて通知します。

ウ 競争入札参加資格確認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。参加資格の確認ができない場合は入札に参加することはできません。

エ 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

オ 入札書は、封書の表面に「地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター一般廃棄物収集運搬業務委託の入札書」とわかるように記載（別添「留意事項」の記載例を参照してください。）して、執行職員の指示により入札箱に投函してください。

カ 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。

キ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

## (5) 郵便による入札

ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。郵送の場合、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出してください。

外封筒の表面に「一般廃棄物収集運搬業務委託に係る入札書在中」と朱書し、裏面に差出人（入札者）の住所、会社名及び代表者名を記載してください。中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県西和医療センター院長宛ての親展として、令和8年2月26日(木)午後5時までに、上記5の(1)に定める場所に必着としてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行いますが、郵送の場合は再度（2回目）以降の入札については辞退したものとします。

イ 郵便で入札に参加する場合、下記8の（3）で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

## 7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に参加することはできません。

- (1) 入札書に記名押印を欠く入札
- (2) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の申請を行った者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 契約の相手方の決定方法等

(1) 開札は入札に参加する者又はその代理人が出席（1社1名）して行うものとします。ただし、入札に参加する者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせて開札を行う場合があります。

(2) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とします。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低の価格で入札を行った者を第一交渉権者とします。

ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。再度の入札でも予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、更に再入札を行う場合があります。

(3) 第一交渉権者となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

(4) 再度の入札をしても第一交渉権者が決定しないときは、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第23条第1項(5)の規定に基づき、随意契約に移行する場合があります。

(5) 契約金額については第一交渉権者決定後、再度交渉を行います。

(6) 交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約金額決定に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うものとします。

## 9 契約書作成の要否等

(1) 契約書作成を要します。

- (2) 契約の相手方は、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第25条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。
- 従って、上記6の(3)で示す契約保証金については、この期日までに指定する方法により納付してください。
- なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに必ずその旨を証明する書類を提出してください。
- (3) 契約の相手方は当該月において業務を行った数量に契約金額を乗じて算出した額に消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。）を加えた金額を明記した請求書を、翌月10日までに提出するものとする。
- (4) 当センターは上記9の(3)の請求書の受領後30日以内に支払うものとする。

#### 10 契約時に必要な提出書類

契約の相手方は、発注課が別途指示する書類を提出しなければなりません。

#### 11 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することができます。また、入札者の連合の疑い、不正不穏な行動をなすことにより、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

#### 12 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立てに係る処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

#### 13 契約の解除

契約締結後、契約者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 契約者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 契約者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 契約者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、契約者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、当センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。

#### 14 注意事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、契約の相手方が入札参加資格を失った場合又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の相手方は、業務の引継ぎ等については、発注課の指示に従って、担当者と充分打ち合わせをして行ってください。
- (3) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信赖を失うことのないよう注意してください。